

岩手県告示第 565 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 4 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 107 号

(2) 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字川口 40 番 1 地先から 41 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 14 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで

2(1) 路線名 397 号

(2) 供用開始の区間 奥州市胆沢区若柳字谷小沢 71 番 7 地先から 73 番 6 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 14 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで